

令和 6 年 3 月 1 日
阿見町総務部管財課

町発注工事のダンピング対策における最低制限価格制度等の運用について

本町における入札制度については、これまで様々な改善に取り組んできたところです。また、工事品質の低下や安全対策の不徹底、労働条件の悪化、下請業者へのしわ寄せ防止等の徹底を図るため、最低制限価格制度等によりダンピング対策に努めてまいりました。

つきましては、今後もより一層のダンピング対策を図っていくため、下記のとおり運用の一部を変更しますので、周知いたします。

記

1. 最低制限価格制度事務取扱規程

(1) 規程の一部改正について

令和 6 年 4 月 1 日から「最低制限価格適用の入札における算定方法について」変更いたします。詳細については【別紙】をご参照ください。

(2) 対象工事

最低制限価格制度の対象工事は、原則として、1 件の予定価格が 2,000 万円以上の建設工事又は製造の請負を対象とし、入札の公告により、最低制限価格を設定する旨を明示します。最低制限価格を下回る入札があった場合には、失格とする制度となります。

2. 低入札価格調査取扱要綱

(1) 要綱の一部改正について

令和 6 年 4 月 1 日から「低入札価格調査取扱要綱」について、次のとおり「得た額」の次に(1 万円未満の額は切り捨てる)を加えます。

○第 3 条第 2 項（調査基準価格の設定）

調査基準価格は、予定価格に調査基準割合(次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じた額を予定価格で除して得た割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(1 万円未満の額は切り捨てる。)とします。

○第 4 条第 2 項（失格基準価格の設定）

失格基準価格は、次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 万円未満の額は切り捨てる。)とします。

(2) 対象工事

低入札価格調査制度の対象工事は、入札参加資格審査会が特に必要と認めるもの又は総合評価方式による工事を対象に適用することができます。この場合も入札の公告により、低入札価格調査制度を設定する旨を明示します。調査基準価格を下回る入札があった場合には、保留とし適正な履行を確保できるか調査するとともに、要綱により定める失格基準価格を下回る価格の入札は、失格したものとし、無効とする制度となります。

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL：029-888-1111(代)

FAX：029-887-9560

E-mail：kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp